

広報よこすか広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 広報よこすかの広告の掲載（以下「広告掲載」という。）については、別に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(広告掲載ができる者)

第2条 広告掲載をすることができる者は、法人（独立して自ら事業を営む者を含む。）のうち次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 市税を滞納している者
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が広告主として適当でないと認める者

(広告代理業者への委託)

第3条 広告掲載に係る広告の募集、受付、掲載料の収納、契約金額の納付等については、市長が適当と認める広告代理業者へ委託して行うものとする。

2 前項の委託に係る契約の期間（以下「契約期間」という。）は、市長がその都度定めるものとする。

(掲載の位置等)

第4条 広告の掲載位置等は次のとおりとする。

- (1) 掲載位置は、広報よこすかの最終面の最下段とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。
- (2) 大きさは、縦85ミリメートル×横242ミリメートルとする。
- (3) カラー刷りとする。
- (4) 分割して、複数の広告を掲載することもできることとする。分割する場合は、縦に3分割（1枠あたりの横幅の下限は80ミリメートル）までとする。

(掲載の期間等)

第5条 広告の申し込み及び掲載は、1月ごとに行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、広告掲載希望者の申出に応じ、市長室長は、複数月についての広告の申し込み及び掲載を認めることができる。

(広告の作成)

第6条 広告の作成については、次のとおりとする。

横須賀市広告掲載要綱、横須賀市広告掲載基準を遵守し次の各号に留意する。

- (1) 販売期間など期日を明示する広告は、掲載発行から10日以降のものとする。
- (2) 広告原稿作成は必要に応じて市と協議し、完全版下を電子データにより納品日までに作成する。印刷会社でのデータ修正は行わない（製作環境等の問題のため）。
- (3) 使用画像はリンクファイルとして添付すること。
- (4) 最新データの確認用プリントを必ず添付すること。

(広告原稿の納品)

第7条 広告原稿の納品については、次のとおりとする。

- (1) 広告原稿は完全版下原稿を出力したもの及び画像データを、広報よこすか原稿と同じ日程で市に納品する。
- (2) 広告原稿の校正は、広報よこすか原稿と同じ日程で、広告取り扱い者の責任で行う。

(修正がある場合は最新データを提出)

(広告枠の買い取り)

第8条 広告枠の買い取りについて、次のとおりとする。

- (1) 広告代理業者は、市が提示する広告枠を一括で買い取ること。
- (2) 広告料は毎月、支払うこと。
- (3) 支払いは市が指定する納入通知書で行うこと。

(広告枠に関する注意書き)

第9条 広告スペースとは別に、広告スペース上部に縦10ミリメートル×横242ミリメートルの大きさで「市の収入の一部に充てるため広告を掲載しています。内容については広告内の連絡先にお問い合わせください。」の注意書きを掲載するものとする。

(広告のホームページへの掲載について)

第10条 広告のホームページ (Web広報) への掲載は行わないものとする。

(著作権の帰属)

第11条 有料広告掲載箇所原稿、写真、イラスト等の著作権は広告代理業者に帰属する。

(その他の事項)

第12条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は市長室長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。